

鳥取市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第19号

鳥取市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「精神科」の次に「、消化器内科」を、「循環器内科」の次に「、血液内科」を、「、外科」の次に「、消化器外科」を、「臨床検査科」の次に「、救急科」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。